

第781回

宿毛市農業委員会総会

1. 日 時 平成28年11月7日（月曜日）午後1時30分

2. 場 所 宿毛市役所3階 委員会室

3. 出席者（15名）

1 番	今津 久雄	2 番	岩本 誠司	3 番	浦田 久永
4 番	小川 節美	5 番	小島 久司	6 番	川島 照久
8 番	田村 磨利	9 番	所谷 頼尚	10 番	西山 讓
11 番	羽賀 久喜	13 番	細川 壯	14 番	細川 秀信
15 番	松本 功	16 番	保田 稔	17 番	山口 一晴

4. 欠席者（2名）

7 番 黒岩 重光 12 番 濱田 頼之

5. 事務局等出席者

事務局長 岩田 明仁 事務局主幹 小松 憲司

6. 付議案件

議案第1号	農地法第3条許可申請審査について
議案第2号	農地法第5条許可申請審査について
議案第3号	宿毛市農用地利用集積について

○議長 これより第781回宿毛市農業委員会総会を開催いたします。
本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、14番細川秀信委員、15番松本功委員にお願いします。
なお、7番黒岩重光委員、12番濱田頼之委員より宿毛市農業委員会規定第10号の規定による欠席の申出がありましたので、報告いたします。

○議長 これより議事に入ります。

○議長 議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」を議題といたします。
事務局と委員さんより、議案の説明をお願いします。

○事務局員 それでは説明させていただきます。

番号19番です。場所は2ページ以降に位置図をつけております。全部で5筆あり、大きく3ヶ所に点在しております。1ヶ所目は、国道56号線宿毛バイパス沿い、焼き肉いいじんの後ろにありますアミューズマンションの裏側に広がる農地のうちの1筆になります。次に3ページの位置図をご覧ください。同じくバイパス沿いにありますレストラン・ジョイフル周辺の農地の3筆になります。最後に4ページ、エヴィくりはらの隣とバイパスの間に広がる農地のうちの1筆のあわせて5筆になります。

これら5筆につきましては、今年8月と9月の総会においてそれぞれ売買による3条許可申請が出ておりました案件になります。

只今説明いたしました19番で申請されている農地は、次の20番で申請される農地と交換するということです。

取得後は水稻を作るとの計画が提出されております。本申請は双方から委任を受けた小栗行政書士から提出されております。全部事項証明書のほか、耕作計画書等も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

次に20番です。場所は5ページに位置図をつけております。市立二ノ宮保育園の向かい側で、主要地方道宿毛津島線沿いに広がる農地のうちの1筆になります。先程説明いたしました19番の農地との交換ということになります。こちらにつきましても、取得後は水稻を作るとの計画が提出されております。本申請は双方から委任を受けた小栗行政書士から提出されております。全部事項証明書のほか、耕作計画書等も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

続きまして番号21番です。場所は6ページに位置図をつけております。組合立篠山小・中学校から北へ約300m進んだ市道沿いの農地になります。図面上少し分かりにくいかと思いますが白く囲んだ表示は建物になります。この建物は、平成22年度宿毛市中山間地域集落営農等支援事業で整備された農業用倉庫(130㎡)で、今回申請のありました21番と続く22番の2つの農地にまたがって建築されております。21番の譲受人は倉庫建設当時、集落営農組合の代表者であり、譲受人2名については、地域で集落営農組合の活動に携わっております。贈与で、取得後は野菜を作るとの計画が出されております。

本申請は双方から委任を受けた山下行政書士から提出されております。全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

次に番号22番です。場所は先程と同じで隣接地になります。また、譲受人も同様であり、内容につきましても贈与で、取得後は野菜を作るとの計画が出されております。本申請は双方から委任を受けた山下行政書士から提出されております。全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

今回の3条許可申請は以上になります。

○議長 続きまして、受付番号19番について街区担当の田村委員さんお願いします。

○田村委員 【議案書をもとに19番朗読】

この●●さん、●●さんは何回も名前が出て来ております。双方に確認して問題ないということで交換になります。よろしく申し上げます。

双方にも今まで農地として管理していますが、土地の形状など耕作が難しい所もありますが、管理して周りに迷惑のかからないよう草刈りなどをさせていただくよう話をしました。

○議長 続きまして、受付番号20番について二ノ宮地区担当の川島委員さんお願いします。

○川島委員 【議案書をもとに20番朗読】

先程田村委員からもありましたように交換になります。間違いありませんので、よろしく申し上げます。

○議 長 続きます、受付番号 21 番及び 22 番について山北地区担当の所谷委員さんをお願いします。

○所谷委員 **【議案書をもとに 21 番及び 22 番朗読】**
双方に連絡して確認しました。組合を立ち上げ、組合で所有しようとしたが、組合では登記ができないので、自分たちが代わりにやることになったものです。よろしくお願いします。

○議 長 事務局と委員さんより説明がありましたがご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ご意見ご質問など特にごございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 それでは採決に入ります。議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請審査について」4 件については、事務局と委員から報告があり、審議の結果、問題ないということで、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、「議案第 1 号」4 件は、許可することに決しました。

○議 長 続きます、議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請審査について」を議題といたします。事務局と委員さんから議案の説明をお願いいたします。

○事務局長 それでは、議案第 2 号、農地法第 5 条許可申請審査について説明いたします。

受付番号 6 番。申請場所は、議案書 8 ページの位置図を見ていただきたいと思います。所在地、駅前町。奥谷整形外科の前の道を左折した土地になります。転用目的といたしましては、申請者の現在の店舗は、借家で駐車場も狭くランチタイム時には、客を収容しきれない事もあるため申請地に店舗と自身の住宅及び店舗用駐車場を建築しようとするものです。

農地転用に伴う隣地農地同意書、水利組合同意書、土地利用計画図、事業計画書等必要書類は添付されております。店舗併用住宅建築及び店舗用駐車場設置に伴う農地の転用面積は 857.36 m²となります。資金計画といたしましては、土地取得費が 259 万 9,000 円、土地造成費が 40 万円、建築費が 3,600 万円、自己資金が 99 万 9,000 円、借入金が 3,800 万円です。

農地区分につきましては、宿毛駅から概ね 300m以内の距離に位置し、第 3 種農地と判断されることより、転用に支障なしと考えております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、受付番号 7 番。申請場所は、議案書 9 ページの位置図を見ていただきたいと思えます。所在地、駅前町。奥谷整形外科の前の道を左折した土地になります。転用目的といたしましては、申請者は、市議会議員後援会事務所及び自由民主党宿毛支部を申請地に建築しようとするものです。

農地転用に伴う隣地農地同意書、水利組合同意書、土地利用計画図、事業計画書等必要書類は添付されております。後援会事務所建築に伴う農地の転用面積は 549.31 m²となります。資金計画といたしましては、土地取得費が 166 万 5,000 円、土地造成費が 30 万円、建築費が 400 万円、自己資金が 596 万 5,000 円です。

農地区分につきましては、宿毛駅から概ね 300m以内の距離に位置し、第 3 種農地と判断されることより、転用に支障なしと考えております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、受付番号 8 番。申請場所は、議案書 10 ページの位置図を見ていただきたいと思えます。所在地、駅前町。奥谷整形外科の前の道を左折した土地になります。転用目的といたしましては、申請者は、現在借家に住んでいるが、手狭になった事より利便性の良い申請地に一般住宅を建築しようとするものです。

農地転用に伴う隣地農地同意書、水利組合同意書、土地利用計画図、事業計画書等必要書類は添付されております。一般住宅建築に伴う農地の転用面積は 476.73 m²となります。資金計画といたしましては、土地取得費が 144 万 5,000 円、土地造成費が 30 万円、建築費が 2,000 万円、自己資金が 174 万 5,000 円、借入金が 2,000 万円です。

農地区分につきましては、宿毛駅から概ね 300m以内の距離に位置し、第 3 種農地と判断されることより、転用に支障なしと考えております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上になります。

○議 長 続きまして、受付番号6番から8番について、街区担当の田村委員さん
をお願いします。

○田村委員 【議案書をもとに6番から8番朗読】
●●さんは高齢で病気がちで息子さんと現地を確認しました。昨年父親
が亡くなり安くても処分したいとの事です。
●●さんはちょっと広すぎるということで、ちょうど●●さんが住宅用
地を探していたことから1区画を3つに分けて申請することになりました。
●●さんにも確認しました。よろしくをお願いします。

○議 長 事務局と委員さんより説明がありましたが、これに対するご意見、ご質
問はありませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長 これより採決をいたします。
議案第2号「農地法第5条許可申請審査について」3件の報告があり、審
議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議
ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしとすることですので、「議案第2号」3件は、意見を附して県に
送付することに決しました。

(岩本委員退室)

○議 長 続きまして、議案第3号「宿毛市農用地利用集積計画について」を議題
といたします

○議 長 事務局と委員さんより、議案の説明をお願いします。

- 事務局員 それでは、議案書 11 ページになります。
- 87 番から 90 番までの 4 件は借受人が同じ方ですので一括してご説明いたします。4 件あわせて 7 筆は全て再設定です。場所は、工業団地手前に広がる農地のうちの 5 筆と平田小学校から戸内川に沿って上流に約 600m 奥に進んだ農地 2 筆になります。
- 地目は田で、いずれもニラと水稻を作るとの計画が出されており、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たしている（別紙調査書）と考えております。
- 続きまして、番号 91 番。こちらは新規設定になります。場所は、芳奈の靴抜に行く道と、運動公園や橋上方面に行く道と、芳奈口へ行く道との三叉路がありますが、その先の芳奈川沿いにある農地のうちの 1 筆になります。
- なお、借受人においては、今回申請地の隣接地につきましても昨年 8 月の総会にて 5 年間の利用権設定（ネギを作る計画）が出ております。
- 地目は田で、ニラを作るとの計画が出されており、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たしている（別紙調査書）と考えております。今回の利用権設定の申出は以上になります。
- 議 長 続きまして、87 番から 90 番について、平田地区担当の西山委員さんをお願いします。
- 西山委員 **【議案書をもとに 87 番から 90 番朗読】**
 これは全部再認定になります。問題ないと思いますので、よろしく願いします。
- (岩本委員入室)**
- 議 長 続きまして、91 番について、芳奈地区担当の細川委員さんをお願いします。
- 細川委員 **【議案書をもとに 91 番朗読】**
 ●さんには、11 月 1 日夕方本人に連絡し確認しました。本人は、ニラとネギを作っております。よろしく願いします。
- 議 長 事務局と委員さんより説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議長 ほかにご意見等ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長 これより採決に入ります。議案第3号「宿毛市農用地利用集積計画について」5件については、事務局と委員さんから報告があり、審議の結果、問題なしということで、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 異議なしということですので、議案第3号5件については、市に通知することに決しました。

○議長 続きまして協議事項に入ります。非農地の報告について、事務局と委員さんからお願いします。

○事務局長 非農地証明についてご報告いたします。

受付番号17番。所在地、山奈町山田。登記地目、畑2筆。議案書13ページの位置図を見ていただきたいと思います。場所は山奈小学校の横の道を奥に進み右折した土地で、2233番1の土地は昭和33年頃住宅及び納屋を建築し2235番は、平成10年頃より耕作放棄し原野となり現在に至る。

続きまして、受付番号18番。所在地、小筑紫町都賀川。登記地目、畑7筆。議案書14ページの位置図を見ていただきたいと思います。場所は、荒瀬川沿いに進み都賀川地区に入り八坂神社の手前を左折した奥の土地4筆と、八坂神社の前の道を進み右折した奥の土地3筆で昭和40年頃より耕作放棄し杉、桧を植林し山林となり現在に至る。

続きまして、受付番号19番。所在地、鷺洲。登記地目、田2筆。議案書15ページの位置図を見ていただきたいと思います。場所は、田村内科クリニックの前、美容院とカーショップの間の土地で15年前以上から耕作放棄し雑種地となり現在に至る。

続きまして、受付番号20番。所在地、平田町戸内。登記地目、田。議案書16ページの位置図を見ていただきたいと思います。場所は、主要地方道土佐清水宿毛線を右折し奥に進んだ黒川集会所の手前の土地で約50年

前に居宅を建築し宅地として使用し現在に至る。

以上 4 件につき、農地への復帰は困難と考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議 長 続きまして受付番号 17 番について、山田地区担当の今津委員さんお願いします。

○今津委員 **【議案書をもとに 17 番朗読】**
●●さんには電話で確認しました。間違いありませんので、よろしくお願い致します。

○議 長 続きまして受付番号 18 番について、都賀川地区担当の羽賀委員さんお願いします。

○羽賀委員 **【議案書をもとに 18 番朗読】**
本人に電話をしました。代書の山下さんと浦田委員と 3 人で現地確認を行いました。間違いありません、よろしくお願い致します。

○議 長 続きまして受付番号 19 番について、鷺洲地区担当の保田委員さんお願いします。

○保田委員 **【議案書をもとに 19 番朗読】**
●●さんと田村委員と 3 日に現地で会いました。現地は木が植わってました。間違いありませんのでよろしくお願い致します。

○議 長 続きまして受付番号 20 番について、黒川地区担当の西山委員さんお願いします。

○西山委員 **【議案書をもとに 20 番朗読】**
●●さんに確認しました。売買するためこのままでは登記ができないということです。間違いありませんのでよろしくお願い致します。

○議 長 事務局と委員さんから説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議長 ほかにはございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長 それでは採決に入ります。非農地証明4件につきましては、審議の結果、問題ないということで、適当と認め証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 異議なしということですので、非農地証明4件については、証明することに決しました。

○議長 事務局より報告事項があります。

○農業委員視察について（視察先と日程）

○中国四国ブロック女性農業委員研修会で、JAや農家の生産者から参加者に対しお土産を手渡す。農産物があれば出品の呼びかけ。

○事務局員 事務局から3つお知らせいたします。

1点目は、今月28日と29日の2日間高知市（三翠園）で開催されます、中国四国ブロック女性農業委員研修会についてです。研修会には、県内外から約150名の参加が見込まれております。

本研修会は、毎年中国四国各県で持ち回りで開催するもので、九年に1度本県が開催地となります。

研修会では、土佐清水市農業委員会から事例報告や講演会、交流会のほか参加者による意見交換会が行われ、宿毛市からも小川委員、田村委員の2名が参加予定です。2名の委員さんにおかれましてはご多忙のこととは思いますがよろしく願いいたします。

次に2点目は、配布しております「農業委員会の情報活動の意義と役割」というリーフレットをご覧ください。こちらは農業会議から届いたもので、例年この時期に全国農業新聞普及推進の取り組みを行っております。

現在、市内では35名の方に購読いただいております。（委員以外20名）
全国農業新聞につきましては、農業委員会が取り組む情報提供活動の有

力な情報ツールと位置付けており、今後とも普及推進にご協力いただきま
すようお願いいたします。

最後に3点目は、例年開催されております農業祭への農地・農業者年金
相談コーナー開設についてです。4月の産業祭同様に、来月5日に開催予定
の農業祭へも農地・農業者年金相談コーナーを開設予定です。詳細につき
ましては、次回28日の総会でお知らせいたします。

事務局からは以上です。

○議 長 ほかに何かありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長　それでは以上で今期定例会の議事はすべて終了いたしました。これにて第781回宿毛市農業委員会総会を閉会します。

午後2時45分時閉会

平成28年11月7日

会　長

農業委員

農業委員